

事例 5 成年後見制度を利用することとなつた精神障がい者

相談者：病院 P S W

相談内容：アルコール依存症で入院中の男性。現在、飲酒はなく、病院が金銭管理をしているため、特に問題はない。退院後はグループホームに入居予定で、本人には作業所に通いたいとの希望がある。入院前に他市町村で日常生活自立支援事業を利用していたが休止中である。本人に退院後の事業利用について勧めたところ応じたため、一度面談をお願いしたい。

本人の状況：60歳代／男性／精神保健福祉手帳なし／障害程度区分未申請／アルコール依存症／グループホームに居住（※相談時は入院中）／生活保護／他市町村在住の兄弟とは、ほとんど関わりがない。

支援内容：生活支援員定期訪問 2週に1回

①福祉サービス利用援助

- 定期的な訪問を通じ手続き等の相談・助言

②日常的金銭管理

- 年金、生活保護費の受領確認
- 請求書等郵便物の確認
- 預金の払戻しや預け入れ、支払い手続きなどの同行、生活費等の袋分け
- 通帳記帳による自動振替、残高確認

●契約締結までの経過

時期	本人の状況と支援経過
[事前の確認]	<p>【これまでの経緯】</p> <p>50歳代の時に深酒により精神科に入院となって勤務先を退職。退院後、叔母の家で世話になるが、飲酒で再入院。退院後、グループホームに入所したが、その2年後一人暮らしすることとなり、他市町村で日常生活自立支援事業を利用しながら生活。しかし、その後徐々に飲酒が再開され、精神不安定になり再入院となり、他市町村で利用の日常生活自立支援事業も休止となっていた。</p> <p>入院中は病院側で金銭管理を行い、医療費や入院中の諸経費のための預かり金、小遣い等を決まった額で管理。退院後は、グループホームへの入所が予定されている。</p> <p>退院後の支援について、兄弟に確認したが、「連絡先としては引き受けるが、全面的な関わりは持てない。」との返答を受けている。</p>
初回訪問	<p>【生活費、生活状況の確認】</p> <p>病棟担当看護師の同席のもと入院中の本人を訪問し、事業説明を行う。事業内容を把握しており、利用意思の確認ができた。金銭管理については、以前は週1回の払戻し支援を受けていたが、2週間に1回のペースでもよく、通帳や印鑑は自分で保管できるとの意向を示された。</p> <p>しかし、預金の払い戻しについては、経験がなく、自分でいくら払い戻したらよいのか分からないため、金銭管理を不安に思っている。</p> <p>退院後は、就労継続支援B事業所に通い、木工作業をやりたいという希望がある。</p> <p>そのため、退院後の在宅生活に向けて、事業利用を検討していくこととし、これまで他市町村で利用していた時の利用契約については解約手続きを進めることとした。（※実施主体（契約者）が変わるために、解約手続きを行う。）</p>
2回目の訪問 〔1ヶ月後〕	<p>【契約締結判定ガイドラインの実施・支援内容の確認】</p> <p>相談者同席のもと入院中の本人を訪問。利用意思を確認し、契約締結判定ガイドラインを実施。契約能力については問題がないため利用契約の手続きを進めることとする。</p> <p>支援内容については、グループホームの利用料や光熱費の支払いの支援など、以前と同じ支援を望まれる。なお、支援回数については、前回の訪問で2週間に1回のペースでもよい意向を示されていたが、始めは週1回で慣れてきたら2週に1回に減らすことを希望された。</p> <p>【断酒会の利用確認】</p> <p>相談者から断酒会への参加を勧めているが、以前他市町村の断酒会に参加し、効果を感じなかったため、今のところ参加する気持ちはない。本人は、就労継続支援B事業所での作業を楽</p>

しみにしており、当事者以外の友達も作りたいと思っている。

3回目の訪問
〔2ヶ月後〕

〔支援内容の確認〕

退院に向け、グループホーム入所の契約手続きを進めていたが、身元保証人として兄弟から承諾を得ることができなかった。グループホーム側からは、身元保証人が得られない場合は、成年後見制度を利用することで入所を可能とするとの説明があり、成年後見制度を利用することを前提にグループホームへ入所することとなった。

また、そのグループホームから、就労継続支援B事業所に通うこととなった。

入所後、就労継続支援B事業所職員とグループホームの自室へ訪問。退院を喜んでいるが、外泊訓練せずに退院したため少し不安な様子。

支援内容について確認。以前の支援内容と同様に、週1回、生活支援員の同行を希望したため、相談の結果、週1回の通院に併せて、金融機関にて待ち合わせすることとした。また、毎日の生活費の袋分けを支援することとなった。

4回目の訪問
〔2ヶ月+
1週間後〕

〔住所変更の手続き支援〕

グループホームの自室を訪問。

本事業の利用契約に向け、年金払戻しや社会保険事務所、金融機関等での住所変更手続きを支援。また、年金受取口座や携帯電話料金の引落口座の変更手続きを行った。

5回目の訪問
〔2ヶ月+
2週間後〕

〔金融機関への同行支援〕

グループホーム自室を訪問。

グループホームの生活に慣れて順調な様子。生活保護の受給開始を確認。生活費の払戻しに同行し、使途別に袋分けを行う。また、生活費については、袋分けをすれば、隔週の支援でもよいことを確認。

なお、成年後見制度の手続きについては、数ヶ月かかることを行政の担当者に確認。

6回目の訪問
〔3ヶ月後〕

〔担当予定の生活支援員の紹介〕

生活費払戻し支援のため、金融機関にて本人と待ち合わせする。担当予定の生活支援員を紹介。契約後の支援の流れについて確認する。

また、他市町村で契約している日常生活自立支援事業の解約について説明し、同意を得たので、関係書類に署名捺印をしてもらい解約手続きをとることとなった。

サービス
利用開始
〔3ヶ月+
2週間後〕

〔生活支援員による支援開始〕

契約内容について改めて説明したのち、利用契約手続きを行う。その後、生活保護支給の明細書等郵便物を確認し、本人に同行し、金融機関にて、グループホームの利用料や生活費等の払い戻しの支援を行う。その後、グループホームの自室に戻り、生活支援員が生活費を袋分けしたあと、次回の支援日を確認。

4ヶ月後

生活に必要な雑貨や洋服の購入費を生活支援員と相談しながら予算立てし、金融機関で払い戻しを行っている。就労継続支援B事業所で友達ができ、友達との会話を生活支援員に話したりするなど充実した生活を送っている。また、生活支援員との信頼関係も生まれ、順調に支援は行われている。

成年後見制度の手続きが進み、保佐人が選任され、本人、保佐人、自立生活支援専門員等関係者で話し合い、本事業は本人との契約を継続し、現行のままの支援を行うこととなった。

◎保佐の内容：代理権

- ・本人に帰属する預貯金に関するすべての取り引き
- ・介護保険制度における介護サービスの利用契約の締結等
- ・福祉関係施設への入所に関する契約の締結等
- ・医療及び病院への入退院に関する契約等
- ・住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書等の行政機関の発行する証明書の申請

●日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携

本ケースはグループホームの入所の際に、身元保証人の代替として法的代理人が必要となったことから、成年後見制度の利用に至った事例です。

成年後見制度の利用は、本人の財産管理上の問題から必要となる他に、本人の判断能力の低下により日常生活自立支援事業による支援だけでは生活が困難となった場合や身上監護に関連して将来にわたって支援するキーパーソンが必要とされる場合に必要となってきます。

本人は、日常生活自立支援事業の契約後、成年後見制度を利用しましたが、地域での生活を継続するために生活支援員による見守りや支援を希望したことから、引き続き日常生活自立支援事業を利用することとなりました。選任された保佐人には、福祉サービスの利用に関する代理権がありますが、本人に契約能力がある場合、本人との契約が可能であるため、保佐人が選任されたとしても、必ずしも改めて保佐人と日常生活自立支援事業の契約を締結する必要はありません。

しかし、成年後見制度は財産管理の事務を担うため、日常生活自立支援事業の役割と重複する部分もあり、両制度の併用にあたっては、役割分担を明確にすることが必要です。今後も、日常生活の維持に必要な金銭管理や在宅福祉サービスの手続きの支援を生活支援員が行い、財産管理や本人を代理しての契約行為、法的な問題の解決、生活状況に対する配慮を保佐人が行うことと役割分担をして連携を図っていきます。また、本人への日常的な支援の状況を自立生活支援専門員から保佐人に定期的に報告し、必要に応じて関係者によるケア会議への参加を促すなど、保佐人との協力体制を築きながら支援を継続していきます。

エコマップ

